

平成24年3月  
大竹市議会定例会（第1回）議事日程

平成24年3月2日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会期決定について	
第 2	議案第 1 号	平成24年度大竹市一般会計予算	予 算 説 明 (一 括)
第 3	議案第 2 号	平成24年度大竹市国民健康保険特別会計予算	
第 4	議案第 3 号	平成24年度大竹市漁業集落排水特別会計予算	
第 5	議案第 4 号	平成24年度大竹市農業集落排水特別会計予算	
第 6	議案第 5 号	平成24年度大竹市港湾及び漁港施設管理受託特別会計予算	
第 7	議案第 6 号	平成24年度大竹市土地造成特別会計予算	
第 8	議案第 7 号	平成24年度大竹市介護保険特別会計予算	
第 9	議案第 8 号	平成24年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算	
第10	議案第 9 号	平成24年度大竹市水道事業会計予算	
第11	議案第10号	平成24年度大竹市工業用水道事業会計予算	
第12	議案第11号	平成24年度大竹市公共下水道事業会計予算	
第13	諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	即 決
第14	議案第12号	教育委員会委員の任命の同意について	即 決
第15	議案第13号	大竹市公共交通活性化基金条例の制定について	生活環境付託 生活環境付託
第16	議案第14号	合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の制定について	
第17	議案第17号	大竹市税条例の一部改正について	生活環境付託 生活環境付託 生活環境付託
第18	議案第19号	大竹市介護保険条例の一部改正について	
	議案第23号	大竹市社会福祉生業資金貸付条例の廃止について	
第20	議案第24号	広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	生活環境付託
第21	議案第25号	町及び字の区域の変更について	生活環境付託
第22	議案第15号	大竹市暴力団排除条例の制定について	総務文教付託 総務文教付託
第23	議案第26号	大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について	
第24	議案第27号	大竹市マロンの里の指定管理者の指定について	(一 括)
第25	議案第16号	大竹市墓地等の経営の許可等に関する条例の制定について	総務文教付託
第26	議案第20号	大竹市営住宅管理条例及び大竹市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について	生活環境付託 (一 括)

第27	議案第28号	市道路線の廃止及び認定について	}	生活環境付託
第28	報告第1号	専決処分の報告について(工事請負契約の変更)		報告
第29	議案第18号	大竹市手数料条例の一部改正について	}	総務文教付託
				(一括)
第30	議案第22号	大竹市火災予防条例の一部改正について	}	総務文教付託
第31	議案第21号	大竹市社会教育施設運営審議会条例の一部改正について		総務文教付託
第32	議案第29号	平成23年度大竹市一般会計補正予算(第5号)	}	総務文教付託
第33	議案第30号	平成23年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)		生活環境付託
第34	議案第31号	平成23年度大竹市港湾及び漁港施設管理受託特別会計補正予算(第1号)		生活環境付託
				(一括)
第35	議案第32号	平成23年度大竹市土地造成特別会計補正予算(第2号)		生活環境付託
第36	議案第33号	平成23年度大竹市介護保険特別会計補正予算(第1号)		生活環境付託
第37	議案第34号	平成23年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)		生活環境付託
第38	議案第35号	平成23年度大竹市公共下水道事業会計補正予算(第2号)		生活環境付託

+

+

### ○会議に付した事件

- 日程第1 会期決定について(表決)
- 日程第2 議案第1号から日程第14 議案第12号(説明・継続・表決)
- 日程第15 議案第13号から日程第21 議案第25号(説明・付託)
- 日程第22 議案第15号から日程第24 議案第27号(説明・付託)
- 日程第25 議案第16号から日程第28 報告第1号(説明・付託・報告)
- 日程第29 議案第18号から日程第30 議案第22号(説明・付託)
- 日程第31 議案第21号(説明・付託)
- 日程第32 議案第29号から日程第37 議案第34号(説明・付託)
- 日程第38 議案第35号(説明・付託)

### ○出席議員(16人)

1番	西川健三	2番	大井涉
3番	網谷芳孝	4番	藤井馨
5番	乃美晴一	6番	児玉朋也
7番	北林隆	8番	山崎年一
9番	細川雅子	10番	日域究
11番	上野克己	12番	寺岡公章
13番	原田博	14番	二階堂博

15番 田中実穂

16番 山本孝三

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

市長  
副市長  
教育長  
総務企画部長  
市民生活部長兼  
福祉事務所長  
都市環境部長  
教育委員会事務局参事兼  
学校施設企画監事務取扱  
上下水道局長  
消防長  
総務課長兼任選挙  
管理委員会事務局長  
企画財政課長  
地域振興課長兼任  
農業委員会事務局長  
福祉課長  
保健介護課長  
市民課長  
税務課長  
監理課長  
土木課長  
都市計画課長  
環境整備課長  
上下水道局業務課長  
総務学事課長  
生涯学習課長  
消防本部事務長

入山欣郎  
大原豊  
西尾裕次  
太田勲男  
金山博史  
北地範久  
二階堂直  
本名和夫  
賀屋幸治  
西岡靖  
政岡修  
田丸滋美  
米中和成  
山本八州宏  
香川晶則  
村田祐二  
青森浩  
平田安希雄  
京久野涉  
野田英之  
中川英也  
小西啓二  
木下善之  
國本美之

○出席した事務局職員

議会事務局長  
議事係長

正木丈治  
中曾一夫

十

### 会期決定について

平成24年3月大竹市議会定例会（第1回）の会期を、次のとおり定める。

平成24年3月2日提出

大竹市議会議長 西川 健三

自 平成24年3月 2日

25日間

至 平成24年3月26日

### 会期日程表

期 日		会 議		付 記
月 日	曜	本会議	委 員 会	
3. 2	金	本会議		・開会・会期決定 ・当初予算説明 ・一般議案上程（即決・付託）
			総務文教委員会	付託案件審査
3	土	休 会		
4	日			
5	月		生活環境委員会	付託案件審査 10時～
6	火		岩国大竹道路対策特別委員会 まちづくり対策特別委員会	10時～
7	水		安心安全対策特別委員会	10時～
8	木			
9	金	本会議		・一般質問及び総括質疑 （予算特別委員会設置・付託） ・一般議案委員長報告（表決）
10	土	休 会		※中学校卒業式 （栗谷中学校を除く）
11	日			※中学校卒業式（栗谷中学校）
12	月	（予備日）		
13	火	休 会		
14	水		予算特別委員会	付託案件審査 10時～
15	木		予算特別委員会	付託案件審査 10時～
16	金		予算特別委員会	付託案件審査 10時～
17	土			
18	日			
19	月		予算特別委員会（予備日）	付託案件審査 10時～
20	火			（春分の日）
21	水			※小学校卒業式
22	木			
23	金			
24	土			
25	日			
26	月	本会議		・議案委員長報告（予算表決） ・閉会

10時00分 開議

○議長（西川健三） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより平成24年第1回大竹市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

#### 会議録署名議員の指名

○議長（西川健三） この際、本日の会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、5番、乃美晴一議員、6番、児玉朋也議員、を指名いたします。

本日の議事日程、会期決定について、平成24年度当初予算案の提案説明、諸般の報告についてを議席に配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 配付漏れなしと認めます。

定例会招集に当たり、市長からあいさつがあります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日、ここに、大竹市議会定例会が開会されるに当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私ともに御多忙のところ、御出席を賜りましてまことにありがとうございます。

さて、このたびの定例会では、先の議員全員協議会におきまして、概要を御説明させていただきましたように、平成24年度当初予算案を御提案させていただきたいと存じます。

平成24年度当初予算の案につきましては、昨年3月に策定の第五次大竹市総合計画に沿って編成をさせていただきました。大竹市が、市民の皆様お一人お一人が、さらに輝くまち、チャンスの多い魅力あるまちとなりますように、将来を見据えての予算案としております。

それでは、御提案申し上げます議案について申し上げますと、平成24年度当初予算案を初め、人権擁護委員候補者の推薦、教育委員会委員の任命の同意、条例の制定あるいは一部改正、規約の変更、町及び字の区域の変更、指定管理者の指定、市道路線の廃止及び認定、一般会計及び特別会計の補正予算案、専決処分の報告など合わせて37案件でございます。これらの議案の内容につきましては、後ほど詳しく御説明をさせていただきたいと存じます。

議員の皆様方におかれましては、何とぞ慎重に御審議をいただきまして、ぜひとも議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上、定例会の開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○議長（西川健三） 日程に入ります前に、山崎議員から発言の申し出を受けておりますので、発言を許します。

山崎議員。

○6番（山崎年一） 発言の機会をいただきありがとうございます。

昨年12月15日の本会議の討論において、私の発言に不適切な部分がありました。議長に発言の取り消しの申し出をいたしました。私は、その発言の取り消しをいたします。

今後ともよろしく願いいたします。

○議長（西川健三） 以上で、終了いたします。

これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会期決定について

○議長（西川健三） 日程第1、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月26日までの25日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、会期は25日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第2～日程第14〔一括上程〕

議案第 1号 平成24年度大竹市一般会計予算

議案第 2号 平成24年度大竹市国民健康保険特別会計予算

議案第 3号 平成24年度大竹市漁業集落排水特別会計予算

議案第 4号 平成24年度大竹市農業集落排水特別会計予算

議案第 5号 平成24年度大竹市港湾及び漁港施設管理受託特別会計予算

議案第 6号 平成24年度大竹市土地造成特別会計予算

議案第 7号 平成24年度大竹市介護保険特別会計予算

議案第 8号 平成24年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 9号 平成24年度大竹市水道事業会計予算

議案第10号 平成24年度大竹市工業用水道事業会計予算

議案第11号 平成24年度大竹市公共下水道事業会計予算

諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第12号 教育委員会委員の任命の同意について

○議長（西川健三） 日程第2、議案第1号平成24年度大竹市一般会計予算から、日程第14、議案第12号教育委員会委員の任命の同意についてに至る13件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 平成24年度当初予算案が上程されるに当たりまして、私の市政運営の基本的な考え方と、新年度の主な施策について説明させていただき、議員の皆様方並びに

市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

私の1期目では、少しずつでも発展し続けるまちを目指し、これからの大竹のためのしっかりとした土台をつくっていった4年間であったと思っております。

具体的には、まず、まちづくりの前提条件としての安定して運営できる財政の仕組みづくりでございますが、市債発行の抑制により、5年間で市の全会計借入金を約55億円減少させました。

そして、財政の安定を前提として第五次大竹市総合計画がスタートした23年度に引き続き、人口は3万人に満たない小さなまち大竹でございますが、市民全員がお互いの役割を明確にして、より「住みたい、住んでよかったと感じるまち」大竹を、自分たちでつくるんだという気概を持って、みんなで着実に坂をのぼっていきたいと考えております。

まちづくりの推進力となる大竹を愛する人づくりの土台となる学校施設整備では、平成21年度及び平成22年度で大竹小学校校舎改築事業を完了いたしました。平成23年度からは、小方小学校・小方中学校移転改築事業を2カ年で実施しております。平成24年度をもって、小方小学校・小方中学校及び給食センターが完成する予定であり、平成24年度は節目の予算となると考えております。

我が国の経済は、大震災後の大きな落ち込みから急速に回復基調にありましたが、最近では、海外経済の減速や円高の影響による外需の下押し圧力と、エコカー補助金の復活で、新車販売が再び上向くなど、個人消費などの内需の底堅さの2つの力が拮抗する形で、横ばい圏内の動きとなっております。当面そうした動きが続くと見られていますが、春先以降は、新興国・資源国に牽引される形で海外経済の成長率が再び高まるであろうと見られていることや、震災復興関連の需要が徐々に強まっていくことなどから、緩やかな回復経路に復していくと期待されております。

しかし、近年の経済の流れを振り返ってみますと、各企業が最高益を記録し続けているなか、平成20年9月に突如としてリーマンショックによって、急激に景気が落ち込み、その後、V字回復を期待しておりましたが、ヨーロッパから起きたユーロ危機、超円高により景気が再び落ち込み、先が読めない経済状況が続いております。

大竹市を取り巻いている諸情勢を振り返ってみますと、一部企業では新しい投資なども見られますが、全体的には少子化・高齢化の進行、人口の減少、リーマンショックの影響と超円高による法人関係の税が落ち込むなどにより、現在の大竹市の財政は厳しい状況が続いております。平成24年度は、市税収入が落ち込む中、臨時財政対策債を含めた地方交付税は昨年度より増額され、一般財源総額は23年度並が確保されました。しかしながら、中長期的には国の財政状況が厳しくなっていく中、市町村の財政状況も厳しくなっていくと覚悟せざるを得ません。

しかし、繰り返しになりますが、先人たちがつくり上げてこられましたこの大竹市を、さらに少しずつでも発展させていくためには、その前提として安定した財政運営が必要なことであり、新たなまちづくりに向けて、一緒に頑張る気持ちを共有する人づくりが大切でございます。人づくりの土台となる小方小学校・小方中学校移転改築事業の予算を計上するなど、23年度に引き続き、長年の課題を完成させる歳出予算を計上する一方で、小方

小学校・小方中学校移転改築事業には、文部科学省の補助金並びに防衛省の防衛施設周辺防音事業国庫補助金及び再編交付金を充当し、地方債の発行の抑制に努め、将来の負担の軽減を図った予算編成としております。

こうした状況の中での編成となった本市の平成24年度当初予算案につきまして、御説明申し上げます。

予算規模でございますが、一般会計の歳入歳出予算規模は、144億18万8,000円でございます。一般財源は、法人市民税や固定資産税などが減少し、市税収入が前年比7%の減となったことなどにより、総額は昨年比3,300万円の減となりました。

歳出では、公債費が2,600万円の増、後期高齢者医療に係る負担金2,000万円の増、自立支援給付に係る扶助費の8,000万円の増、小方小学校・小方中学校移転改築事業などの普通建設事業が8,300万円増加する一方で、工場等設置奨励事業などの1億2,700万円の減、子ども手当等の1億1,000万円の減、人件費の9,600万円の減などにより、前年度に比べ0.1%減少の予算となっております。

特別会計は、7会計の合計で73億3,272万4,000円と前年度比0.9%減となっております。大きな課題となっている大願寺地区造成事業についても責任を持って解決するため、引き続き従来の土地造成特別会計への繰り出しに加えて、東栄地区の大竹工業団地からの税収の約4分の1を繰り出し、自然公園整備事業費を新年度も計上し、元金の償還を進めていきたいと考えております。

最後に、公営企業会計でございますが、地方公営企業法の適用を受けました水道事業会計、工業用水道事業会計、公共下水道事業会計の3会計の経営をしております。独立採算制をとるこれらの会計では、常に企業の経済性を発揮するとともに、本来の目的である公共の福祉を増進しながら経営基盤の強化を図るため、より一層のコスト削減を念頭に予算編成をいたしております。

まず、水道事業会計につきましては、支出予定総額を6億9,967万6,000円と見込んでおります。この会計の主な事業内容といたしましては、水道ビジョンの事業計画に基づきまして、施設の改良更新事業や耐震診断調査事業等を予定しております。

続きまして、工業用水道事業会計におきましては、支出予定総額を9億8,836万9,000円と見込んでおります。この会計の事業内容は、主には維持管理でありダム事業負担金等を予定しております。

最後に、公共下水道事業会計につきましては、支出予定総額を16億5,814万6,000円と見込んでおります。この会計の主な事業内容といたしましては、下水処理場や小島汚水中継ポンプの設備更新事業等を予定しております。

冒頭で述べさせていただきましたように、これまでどうしてもしなければならない事業として、特に教育、将来を担う大竹の子供たちを第一に考え、学校施設に大きな予算を組んでまいりました。平成21年度、平成22年度は大竹小学校校舎建設、平成23年度そして平成24年度は小方小学校・小方中学校移転改築事業を取り組んでまいりました。そういう意味で、平成24年度は節目の予算となると考えております。人口規模から見ますと、小さなまち大竹でございますが、笑顔の多いまち、元気なまち、お一人お一人が輝き、そして輝

く大竹を気概を持って、皆さんとつくってまいりたいと考えております。

安定した財政運営のもと、大竹を愛する人づくりに取り組み、よいまちに向かって、市民の皆様とともに向上心を持って、着実に坂を上ってまいりたいと考えております。

平成24年度当初予算案上程に当たりましての説明とあわせまして、市政に対する私の強い決意をここに表明させていただきました。議員の皆様方におかれましては、提案させていただきました当初予算案につきまして、十分御審議いただき、御承認くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

現在、本市には、5名の人権擁護委員が活躍されていますが、このたび森脇周利氏が平成24年6月30日で任期満了により退任をされますので、新たに前安井美千子氏を人権擁護委員として推薦するものでございます。

前安井氏は、御園台にお住まいの方で、長年、体育指導員として住民のスポーツの振興に携わり、地域でも御活躍されていたことから、その信望には非常に厚いものがございます。同氏が年々複雑多様化する人権問題の相談役、指導的役割を担っていただける人材であり、健康面も極めて良好で適任者と考えますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、市議会の御意見をいただき、同氏を法務大臣に推薦したいと存じます。なお、任期は3年で、平成27年6月30日までとなります。

続きまして、議案第12号教育委員会委員の任命の同意について、御説明申し上げます。

御承知のように教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で5名の委員をもって組織され、委員の任期は4年と定められております。このたび、この委員のうち豊島桂子氏が3月14日をもちまして任期満了となりますので、その後任として畠中透氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、市議会の同意を求めますのでございます。

畠中氏は、昭和57年3月、九州大学を卒業され、同年4月から株式会社日立製作所、同社退社後、昭和62年5月から若初木材株式会社に勤務されております。また、平成14年5月には大竹市PTA連合会会長を、平成17年6月からは大竹警察署補導補助員を務められ、人格・識見ともに優れ、教育行政に携わる者として申し分のない方であると考えまして御提案申し上げます。

以上、まことに簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西川健三） この際、お諮りします。

ただいま議題となっております本13件のうち、議案第1号から議案第11号に至る平成24年度各会計予算11件の議事については、この程度にとどめ、次の本会議に議事を継続したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、平成24年度各会計予算11件の議事は、次の本会議に継続することに決しました。

残る諮問第1号人権擁護委員候補の推薦について、及び議案第12号教育委員会委員の任命の同意についての2件について、これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9番、細川議員。

○9番（細川雅子） 議長の許可をいただきまして、このたびの議案第12号教育委員会委員の任命の同意について、質疑いたします。

まず最初に、誤解のないように、このたびの提案いただきました教育委員の個人の資質を問う質疑ではないということをあらかじめお断りさせていただいておきます。

まず、地方教育行政の組織及び運営に関する法律によりますと、委員の任命に当たりましては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者であるものが含まれるようにしなければならないという規定がございます。また、大竹市の男女共同参画プランに目を向けますと、審議会などへの委員の女性の参画比率の目標数値を30%と、これは既に目標の年度は過ぎておりますが、としております。

この2点からみますと、このたびの市長からの御提案によりますと、5人の教育委員会委員のうち、今までは2人でございましたが、このたびの人事によりまして1人となってしまいます。今年度中に任期が来られます教育委員の方がまだお二人ほどおられますが、教育委員会委員の構成について、市長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（西川健三） 市長。

○市長（入山欣郎） 目標として、できるだけ女性の方を登用しバランスをとるということにつきましては、理解をしているつもりでございます。

ただ、今回のことにつきましては、教育委員会のほうから提案をいただいた人事案について、私自身考えて適切な人物であるということで、他を置いていないということで判断をさせていただきました。ただ、全体的な考え方としては、これからもそのバランスについては配慮をし続けながらも、さらに次の時代には女性、男性という区別をなしに幅広く人間性を考慮しながらそういう議論がなくて済むような時代に早くなるように努力をしてまいりたいというふうに思います。

議員の御指摘につきましては、大変ありがたくその辺をきちっと考えの中に入れながら、今後も運営してまいりたいというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（西川健三） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本2件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、本2件は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより、本2件のうち諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についての討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより諮問第1号を採決いたします。

本件は、異議ない旨を答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は異議ない旨を答申することに決しました。

続いて、議案第12号教育委員会委員の任命の同意についての討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、これに同意することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第15～日程第21〔一括上程〕

議案第13号 大竹市公共交通活性化基金条例の制定について

議案第14号 合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例  
に関する条例の制定について

議案第17号 大竹市税条例の一部改正について

議案第19号 大竹市介護保険条例の一部改正について

議案第23号 大竹市社会福祉生業資金貸付条例の廃止について

議案第24号 広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議案第25号 町及び字の区域の変更について

○議長（西川健三） 日程第15、議案第13号大竹市公共交通活性化基金条例の制定についてから、日程第21、議案第25号町及び字の区域の変更についてに至る7件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

〔市民生活部長兼福祉事務所長 金山博史 登壇〕

○市民生活部長兼福祉事務所長（金山博史） 議案第13号、議案第14号、議案第17号、議案第19号及び議案第23号から議案第25号までにつきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第13号大竹市公共交通活性化基金条例の制定について、御説明申し上げます。

本件は、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する法律第6条の規定による再編交付金を財源として、公共交通による移動環境の整備を図るための基金を造成しようとするものでございます。

条例の主な内容でございますが、第1条で公共交通による市民の移動を確保するとともに、地域の活性化並びに交流促進の環境整備を図るといふ基金の設置目的を規定しております。第2条では基金への積み立てを行う場合の財源について、基金から生ずる収入、毎年度一般会計歳入歳出予算をもって定めた金額及び寄附金その他の収入の3つを規定しております。第3条では基金に属する現金の保管方法について、また第4条では基金の一部または全部を処分する場合の使い道について、第5条ではこの基金の運用から生ずる利益は一般会計の歳入歳出予算に計上し、この基金に編入するものとするを規定しております。なお、この基金を処分する場合の目的となる主な事業としましては、来年度から本格運行となるこいこいバスを初め、栄ぐるりんバス、乗合タクシーの支線交通、並びに既存公共交通の整備・運営に活用したいと考えているところでございます。

以上で、議案第13号の御説明を終わります。

次に、議案第14号合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

この条例の制定要旨でございますが、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域、並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律第2条第4項から第6項までに規定する合衆国軍隊の構成員等、契約者または軍人用販売機関等の所有する原動機付自転車、軽自動車及び2輪の小型自動車に対する軽自動車税について、大竹市税条例の特例を定めるものでございます。

改正の主な内容でございますが、合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の税率及び徴収につきまして、特例を設けるものでございます。この条例の施行期日は平成24年4月1日とするもので、平成24年度分の軽自動車税から適用するものでございます。

以上で、議案第14号の御説明を終わります。

続きまして、議案第17号大竹市税条例の一部改正について、御説明申し上げます。

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方税法特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律、並びにこれらに関連する改正法令が平成23年12月2日に地方税法の一部を改正する

法律及びこれに関連する改正法令が平成23年12月14日に交付されたことに伴い、大竹市税条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の主な内容でございますが、3点ございます。

まず1点目ですが、市たばこ税の税率が、平成25年度から旧3級品以外の製造たばこについて1,000本につき644円、旧3級品の製造たばこについて1,000本につき305円税率を引き上げます。これは、たばこ税の一部が都道府県から市町村へ移譲されたことによるもので、納税者の税負担を変えるものではありません。

次に、2点目ですが、個人市民税の所得割の特例を廃止するものでございます。個人市民税の退職所得の分離課税に係る所得割を10%控除する特例措置が、平成24年で終了となるものでございます。

次に、3点目ですが、東日本大震災を受けて、地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、個人市民税の税率の特例を設けるものでございます。平成26年度から平成35年度までの10年間、個人市民税の均等割の税率を、現行の3,000円に500円を加算した金額といたします。以上が、改正の主なものでございます。

施行期日に関する規定は、改正附則第1条に、経過措置に関する規定は第2条及び第3条に規定しております。

以上で、議案第17号の御説明を終わります。

続きまして、議案第19号大竹市介護保険条例の一部改正について、御説明申し上げます。

このたびの改正は、平成24年度から平成26年度の3年間の第5期大竹市高齢者福祉計画、大竹市介護保険事業計画の策定に伴い、当該期間における介護保険のサービス料等の推計から新たな介護保険料を設定するものでございます。この推計により、第5期の介護保険料は、世帯の中に市民税が課税されている方がおられ、被保険者本人の市民税が非課税で前年の合計所得金額が80万円を超える方の階層、いわゆる基準額の階層を年間5万7,924円と定め、所得額等に応じて保険料を現在の第4期と同様8段階に定めたものでございます。基準額で比較をした場合、第4期の4万7,652円に対し1万272円、率にして21.6%の増加となっております。附則第1条につきましては、施行期日を定めたものでございます。附則第2条につきましては、第4期と同様、世帯の中に市民税が課税されている方がおられましても、被保険者本人の市民税が非課税で、前年の合計所得金額が80万円以下の方につきましては、第4段階の特例として、基準額の87%を保険料額とし、負担を軽減しようとするものでございます。

以上で、議案第19号の御説明を終わります。

続きまして、議案第23号大竹市社会福祉生業資金貸付条例の廃止について、御説明申し上げます。

本条例の制定された経緯でございますが、戦後に激増した低所得者階層に生活基盤を確保し、生活保護世帯に転落させないようにするための制度として県社会福祉協議会が実施主体となり、市の社会福祉協議会に委託し実施されている世帯更生資金貸付制度というものがありましたが、その額が僅少のため、補完的制度として市独自の貸付制度をもうけ、同額の資金の貸し付けを始めました。世帯更生資金貸付制度につきましては、平成2年に

生活福祉資金貸付制度と名称が改められ、内容は徐々に拡充をされ、本市の制度より格段に貸付額及び条件とも有利な内容となっております。

本市の制度の利用でございますが、昭和55年3月に貸し付けを行った以降、30年以上実績がありません。一方、生活福祉資金貸付制度の利用につきましては、社会福祉協議会に確認をしたところ平成22年度に相談が21件、うち貸し付けが1件で、平成23年度につきましては、1月末までに相談が11件、貸し付けが3件ありました。相談につきましては、従前どおり福祉課で受け付けいたしますが、本市の制度が少額であり社会福祉協議会が行っている生活福祉資金貸付制度を利用することで十分補えるものと判断をいたしまして、条例を廃止しようとするものでございます。

以上で、議案第23号の御説明を終わります。

続きまして、議案第24号、広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、御説明申し上げます。

広島県後期高齢者医療広域連合は、広島県内の全市町をもって組織されております。本議案は、住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律が、平成24年7月9日から施行されることに伴い、広域連合規約について所要の変更が必要となったことから、規約の一部を変更することについて関係地方公共団体の協議を行うため、地方自治法第291条の11の規定により、市議会の議決を求めるものでございます。

改正の内容でございますが、別表第3備考中にある外国人登録原票を削除するものでございます。附則は、この規約の施行日及び経過措置を定めたものでございます。

以上で、議案第24号の御説明を終わります。

最後に、議案第25号、町及び字の区域の変更について、御説明申し上げます。

本件は、本市が施工する開発行為による大願寺地区造成事業により、造成整備される区域に住居表示を実施するに当たり、当該町及び字の区域を変更するものでございます。

造成地の町の名称につきましては、昨年10月24日に設置いたしました大竹市住居表示審議会において、名称の案を市民の皆様からの公募で行う方針が決定され、11月1日から11月18日まで募集を行いました。その結果、149件もの御応募があり、審議会において慎重かつ熱心に審議した結果、当該区域を「小方ヶ丘」とするとの答申を受けました。この答申を尊重すべきと判断し、御提案させていただいたものでございます。

以上で、議案第13号、議案第14号、議案第17号、議案第19号及び議案第23号から議案第25号の御説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西川健三） これより、一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本7件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第22～日程第24〔一括上程〕

議案第15号 大竹市暴力団排除条例の制定について

議案第26号 大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について

議案第27号 大竹市マロンの里の指定管理者の指定について

○議長（西川健三） 日程第22、議案第15号大竹市暴力団排除条例の制定についてから、日程第24、議案第27号大竹市マロンの里の指定管理者の指定についてに至る3件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務企画部長。

〔総務企画部長 太田勲男 登壇〕

○総務企画部長（太田勲男） 議案第15号、議案第26号、議案第27号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第15号大竹市暴力団排除条例の制定について、御説明申し上げます。

暴力団は、市民の生活や社会経済活動に介入し、資金獲得活動を行い、市民や事業者に大きな脅威を与えております。このように、市民生活に脅威を与える暴力団に対しては、警察の取り締まりに加え、暴力団を恐れない、暴力団に資金を提供しない、暴力団を利用しないという基本理念のもと、行政、関係団体、市民、事業者等が相互に連携して関係者が一丸となって暴力団を排除していくことが、極めて重要となっております。こうした状況のもと、広島県では、平成23年4月に広島県暴力団排除条例が施行され、県内の他の市町においても、暴力団排除条例を制定して、全県を挙げて暴力団の排除に取り組もうという機運が高まっております。本市におきましても、暴力団の排除について、基本理念を定めるとともに、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進しようとするものでございます。

それでは、条を追って御説明申し上げます。

第1条は、本条例の内容を要約するとともに、その目的を規定したものでございます。

第2条は、本条例における用語の定義を規定したものでございます。

第3条は、本市からの暴力団の排除を推進する上での、基本理念について規定したものでございます。

第4条は、市は、市民等の協力を得ること及び関係機関等と連携を図ることにより、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進することを規定したものでございます。

第5条は、暴力団の排除に関し、市民並びに事業者が取り組むべき努力義務について規定したものでございます。

第6条は、市が実施する事務または事業が暴力団を利することとならないように、暴力団員と密接な関係を有する者を市が実施する入札に参加させないなど、市が必要な措置を講ずることを規定し、暴力団の排除を率先して行うべき市の責任を明らかにしたものでございます。

第7条は、県及び他の市町が実施する暴力団排除のための施策に対し、市が情報の提供、

その他の必要な協力を行うことを規定したものでございます。

第8条は、市民等が暴力団もしくは暴力団員等に対して、暴力団の活動資金となり得る金品等の利益の提供を行ってはならないことを規定したものでございます。

第9条は、市民等が暴力団員等を利用して不正の利益を図ることや、事業者がその行う事業に関して、暴力団の威力を利用する目的で暴力団員等を利用することを禁止する規定でございます。

第10条は、事業者が暴力団との一切の關係遮断を図ることを目的として、契約約款に暴力団を取引の相手方としない旨の条項などを挿入することを求める規定でございます。

第11条は、祭礼、花火大会等の行事から暴力団及び暴力団員等を排除するため、第1項及び第2項において行事主催者等の責務、第3項において市の必要な支援を規定したものでございます。

第12条は、この条例の施行に関し、市長が必要な事項を定めることができる旨を規定したものでございます。

附則として、この条例は平成24年4月1日から施行することとしております。

以上で、議案第15号の御説明を終わります。

続きまして、議案第26号大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について、御説明申し上げます。

大竹市三倉岳県立自然公園休憩所設置及び管理条例に基づき、平成18年度から三倉岳県立自然公園協議会を指定管理者として、建物の維持管理や三倉岳県立自然公園の利用促進を図ってまいりました。この結果、休憩所内での自主事業の開催など、施設の活用が図られております。また、建物の維持管理につきましても、適切に管理されております。指定期間は、本年3月31日までとなっており、平成24年度につきましても、引き続き三倉岳県立自然公園協議会を指定管理者に指定し、施設の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、議案第26号の御説明を終わります。

続きまして、議案第27号大竹市マロンの里の指定管理者の指定について、御説明申し上げます。

大竹市マロンの里設置及び管理条例に基づき、平成18年度から佐伯中央農業協同組合を指定管理者として、施設の利用増進を図り、地域の振興と活性化に取り組んでまいりました。この結果、この施設の設置目的でもあります農村と都市との交流を初め、山村振興地域の特性を取り入れた地場産品の販売等が図られてきております。佐伯中央農業協同組合の指定期間は、今年度末の3月31日までとなっておりますが、平成24年度につきましても、引き続き佐伯中央農業協同組合を指定管理者として指定し、施設の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第15号、議案第26号、議案第27号の御説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西川健三） これより、一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本3件は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第25～日程第28〔一括上程〕

議案第16号 大竹市墓地等の経営の許可等に関する条例の制定について

議案第20号 大竹市営住宅管理条例及び大竹市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について

議案第28号 市道路線の廃止及び認定について

報告第1号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更）

○議長（西川健三） 日程第25、議案第16号大竹市墓地等の経営の許可等に関する条例の制定についてから、日程第28、報告第1号専決処分の報告について（工事請負契約の変更）に至る4件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

都市環境部長。

〔都市環境部長 北地範久 登壇〕

○都市環境部長（北地範久） 議案第16号、議案第20号、議案第28号、報告第1号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第16号大竹市墓地等の経営の許可等に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

平成23年8月26日に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が成立し、平成23年8月30日に公布されております。これにより、墓地、埋葬等に関する法律が改正され、平成24年4月1日から大竹市内の墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可等の権限が広島県知事から大竹市長に移譲されることとなります。墓地、埋葬等に関する法律の趣旨により、墓地等の経営には永続性、非営利性が必要であります。墓地等は原則として、市町村等の地方公共団体が経営することとなっておりますが、市町村等の地方公共団体が経営することが難しい場合に限り、宗教法人等が経営することができることとなっております。

本条例の制定の意義といたしましては、本市の墓地等の経営の許可等に関する基準等を定め、宗教法人等の墓地等の経営の適格性を判断し、本市における墓地等の経営に関して、永続性及び非営利性を確保しようとするものでございます。

本条例の内容といたしましては、第3条から第5条において、墓地等の経営主体、設置場所、構造設備の基準を定めております。第6条から第12条において、墓地等の経営の許可等の手続について定めております。第13条には、墓地等の経営者の遵守事項を定めております。

最後に附則でございますが、本条例の施行日を平成24年4月1日と定めております。また、本条例の施行日以前に行われている墓地等の経営の許可等は、広島県の墓地、埋葬等

に関する法律施行細則の規定によることとしております。

以上で、議案第16号の御説明を終わります。

続きまして、議案第20号大竹市営住宅管理条例及び大竹市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について、御説明申し上げます。

改正の内容につきましては、まず地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において、公営住宅法第23条が改正され、公営住宅の入居要件等について条例で定めることとされましたため、必要な事項について、この条例の一部を改正するものでございます。

次に、本市が運営いたします市営住宅等施設の維持管理及び徴収等業務につきまして、効率的かつ効果的に運営を行っていくため、今後におきまして指定管理者制度の導入ができるように規定を新たに加えるものでございます。この制度につきましては、既に県や広島市の公営住宅で導入され、24時間の管理体制を実施しているなど、入居者のサービス向上や収納率の向上に大きく寄与しており、本市においても同様の効果を目指していくためのものでございます。

以上で、議案第20号の説明を終わります。

続きまして、議案第28号市道路線の廃止及び認定について、御説明申し上げます。

今回の議案は、平成22年6月3日に市議会本会議におきまして、認定議決をいただいた市道玖波36号線を一たん廃止し、新たに2路線を認定するものでございます。新たに認定する玖波36号線につきましては、恵川大橋付近の県道大竹湯来線から玖波駅西側の団地内を通り、玖波6丁目1729番2地先の県道大竹湯来線に至る延長約300メートルの路線でございます。

次に、玖波39号線は、起点終点いずれも玖波36号線に接続する団地内の路線で、起点は玖波6丁目2623番地先、終点は玖波6丁目2637番地先で、延長は約130メートルの路線で、幅員は両路線とも6メートルでございます。

以上で、議案第28号の御説明を終わります。

続きまして、報告第1号専決処分の報告について、御説明申し上げます。

本件は、平成23年3月25日の議会の議決を得た小方20号線道路改築工事の請負金額を変更することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、平成24年2月21日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

本工事は、大願寺地区宅地造成事業地内に、全長860メートル、幅員16メートルの幹線道路を整備しているものでございますが、昨年11月14日付で、工期延長に係る変更請負契約を締結しております。この工期変更の際にも御説明申し上げましたが、小方小・中学校の建設計画に伴い宅地造成工事に変更となり、整合性を図るため連鎖的に本工事に変更が生じたために、請負金額が増額となったものでございます。

具体的な変更内容でございますけれども、小方小・中学校の建設計画が定まったことにより、学校敷地の排水を受けることとなる小方20号線の道路排水施設計画について、規模及び構造の見直しが必要となり、これに伴いまして土工事などの各工事の細部で変更が生じております。

また、小方20号線が接続する県道、市道との交差点改良に伴い、既設建造物の撤去が必要となったことにより、当該撤去費などを追加計上したものでございます。これらの変更に伴いまして、当初の請負金額2億8,245万円に905万5,200円を増加する変更請負契約を締結したものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第16号、議案第20号、議案第28号、報告第1号の御説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西川健三） これより、一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本4件のうち、報告第1号は報告事項でありますので、以上を持って終結いたします。

議案第16号、議案第20号及び議案第28号は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第29～日程第30〔一括上程〕

議案第18号 大竹市手数料条例の一部改正について

議案第22号 大竹市火災予防条例の一部改正について

○議長（西川健三） 日程第29、議案第18号大竹市手数料条例の一部改正について及び日程第30、議案第22号大竹市火災予防条例の一部改正についての2件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

消防長。

〔消防長 賀屋幸治 登壇〕

○消防長（賀屋幸治） 議案第18号、議案第22号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第18号大竹市手数料条例の一部改正について、御説明申し上げます。

このたびの改正は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が、平成24年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、所要の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、化学物質の生産流通及び危険物の製造所等における事故の実態等に鑑み、危険物の保安の確保を図るため、浮きぶたつきの屋外タンク貯蔵所等の技術上の基準が設けられたことから、浮きぶたつき特定屋外タンク貯蔵所のうち、強度上の検討を必要とする構造を有するものについて新たに審査の手数料を設けるものでございます。

次に、議案第22号大竹市火災予防条例の一部改正について、御説明申し上げます。

このたびの改正は、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令が、平成24年7月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、所要の整備を行うものでございます。

改正の内容につきましては、消防法上の危険物を貯蔵し、または取り扱う施設や周囲の住民等の安全確保のためには、火災危険性を有する恐れのある物質について、物質の性状や生産流通の実態等を早期に把握し、必要に応じて消防法上の危険物として規制をする必要があることから、今回、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が危険物第Ⅰ類に追加されることにより、新たに指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、または取り扱うものとなるものの一定の貯蔵及び取り扱いに係る技術上の基準につきまして、経過措置を講じ附則を改正するものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第18号、議案第22号の御説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西川健三） これより、一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本2件は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第31 議案第21号 大竹市社会教育施設運営審議会条例の一部改正について

○議長（西川健三） 日程第31、議案第21号大竹市社会教育施設運営審議会条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

教育長。

〔教育長 西尾裕次 登壇〕

○教育長（西尾裕次） 議案第21号大竹市社会教育施設運営審議会条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、社会教育法第30条が一部改正され、公民館運営審議会委員の委嘱及び任命基準は、文部科学省令を参酌し、条例で定めることとなったことに伴いまして、大竹市社会教育施設運営審議会条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、このたび改正する第3条は、社会教育施設運営審議会の組織について定めておりますが、新たに審議会委員の委嘱基準を設けるものでございます。他については、従前どおりでございます。

次に、附則でございますが、施行期日を平成24年4月1日と定めるものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第21号の御説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西川健三） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第21号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第32～日程第37〔一括上程〕

議案第29号 平成23年度大竹市一般会計補正予算（第5号）

議案第30号 平成23年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第31号 平成23年度大竹市港湾及び漁港施設管理受託特別会計補正予算（第1号）

議案第32号 平成23年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第2号）

議案第33号 平成23年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第34号 平成23年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（西川健三） 日程第32、議案第29号平成23年度大竹市一般会計補正予算（第5号）から日程第37、議案第34号平成23年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に至る6件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 大原 豊 登壇〕

○副市長（大原 豊） 議案第29号平成23年度大竹市一般会計補正予算（第5号）から、議案第34号平成23年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に至る計6件の各会計補正予算につきまして、御説明を申し上げ御承認を得たいと思います。

このたびの、各会計補正予算は、事業の執行見込みにあわせて過不足の整理を行うものが主な内容でございます。

初めに、57ページからの議案第29号平成23年度大竹市一般会計補正予算（第5号）から御説明を申し上げます。このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ7億4,669万2,000円を増額し、予算総額を149億9,509万円にするとともに、継続費、繰越明許費及び地方債の補正を予定しているものでございます。

それでは、説明の都合により歳出から御説明申し上げます。

73ページからの第2款総務費では、1億374万1,000円を増額するものでございます。

内容としましては、駐留軍等再編交付金を財源とした公共交通による市民の移動を確保し、地域の活性化や交流を促進する環境の整備を図るために造成する公共交通活性化基金の積立金を1億500万円、事業の決算に係る精算分として国庫補助金等返還金を3,453万9,000円計上するものでございます。また、その他の事業につきましては、事業の執行見込みにあわせて補正予算措置をするものでございます。

77ページからの第3款民生費では、1億7,461万9,000円を減額するものでございます。

内容としましては、商業懇話会・I F Cからコイ・こいフェスティバル樽募金を子育て支援に役立ててほしいという指定寄附の申し出がございましたので、寄附金額にあわせて消耗品費を8万9,000円及び備品購入費を1万5,000円計上するものでございます。また、自立支援給付システムの改修委託料を194万3,000円、保育料システムの改修業務委託料を

84万円、子ども手当等システムの改修業務委託料を400万円計上するものでございます。その他の事業につきましては、事業の執行見込みにあわせて補正予算措置をするものでございます。

79ページからの第4款衛生費では、事業の執行見込みにあわせて4,494万7,000円減額するものでございます。

83ページの第6款農林水産業費では、事業の執行見込みにあわせて1,313万5,000円減額するものでございます。

第8款土木費では、351万4,000円を減額するものでございます。内容としましては、玖波駅西口広場整備事業における用地買収費を4,000万円減額し、物件補償費を4,000万円増額するものでございます。また、その他の事業につきましては、事業の執行見込みにあわせて補正予算措置をするものでございます。

85ページの第9款消防費では、消防団安全対策設備費国庫補助金を財源として、消防団の資機材を整備するための消耗品費や備品購入費等を合わせて3,039万7,000円計上するものでございます。

第10款教育費では、8億4,876万9,000円を増額するものでございます。内容としましては、給食センター整備のための建設工事費を5億8,800万円、厨房機器を購入するための備品購入費を2億7,000万円、工事監理業務等委託料を1,530万円計上するものでございます。また、田渕清文さんから学校図書等購入のために指定寄附の申し出がございましたので、寄附金額にあわせて消耗品費を50万円及び備品購入費を50万円計上し、また国際ソロプチミスト大竹から児童図書購入のための指定寄附の申し出がございましたので、寄附金額にあわせて図書館の図書購入費を3万円計上するものでございます。その他の事業につきましては、執行見込みにあわせて、補正予算措置をするものでございます。

以上が、歳出予算の概要でございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

67ページの第1款市税につきましては、法人市民税の減が見込まれるため、1億4,000万円を減額するものでございます。

第9款地方交付税につきましては、地方交付税の交付額が確定しましたので6,987万5,000円を減額するものでございます。

第13款国庫支出金につきましては、消防団安全対策設備費国庫補助金991万4,000円を計上し、その他の国庫支出金につきましては、歳出の事業執行見込みにあわせて整理しているものでございます。

第14款県支出金につきましては、歳出の事業執行見込みにあわせて整理しているものでございます。

69ページの第15款財産収入につきましては、晴海第1公園の売却収入を8,966万1,000円計上し、阿多田診療所基金預金利子の増額分を39万1,000円計上するものでございます。

第16款寄附金につきましては、一般寄附金を20万円、商業懇話会・I F Cから子育て支援のために寄附金を10万4,000円、国際ソロプチミスト大竹から図書館図書購入寄附金を3万円、田渕清文さんから学校図書等購入寄附金を100万円計上するものでございます。

71ページの第17款繰入金につきましては、このたびの補正予算について財政調整基金、健やか安心基金及び財産区議会選挙費繰入金による財源調整を予定しているものでございます。また、港湾及び漁港施設管理受託特別会計からの剰余金の繰り入れ59万円を計上しております。

第20款市債は、臨時財政対策債を7,404万7,000円減額し、給食センター建設事業債を8億7,330万円、減収補てん債を8,730万円計上するほか、事業の執行にあわせて整理をするものでございます。

以上が、歳入予算の概要でございます。

次に、61ページの第2表、継続費の補正につきましては、小方小学校・小方中学校移転改築事業に係る事業費総額及び平成24年度の年割額を解体費の計上等により変更するものでございます。

次に、62ページの第3表、繰越明許費の補正につきましては6事業でございます。いずれも諸般の事情により年度内の事業完了が見込めず、繰越措置をお願いするものでございます。

次に、63ページの第4表、地方債の補正につきましては、事業の執行見込み等にあわせて、追加及び借入限度額の変更を予定しているものでございます。

以上が、議案第29号平成23年度大竹市一般会計補正予算（第5号）の概要でございます。

続きまして、92ページからの議案第30号平成23年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ4,884万4,000円を増額し、予算総額を37億1,508万2,000円にしようとするものでございます。主な内容としましては、過年度の精算分として療養給付費交付金等返還金を4,760万円、決算見込みにあわせて国保連合会負担金、後期高齢者支援金及び前期高齢者納付金を整理し、財政調整基金繰入金及び前年度繰越金で調整するものでございます。

次に、102ページからの議案第31号平成23年度大竹市港湾及び漁港施設管理受託特別会計補正予算第1号につきまして、御説明申し上げます。

このたびの補正は、歳入歳出にそれぞれ118万円を増額し、予算総額を6,126万6,000円にしようとするものでございます。内容としましては、平成22年度の決算剰余金について、一般会計への繰出金及び県への納付金をそれぞれ59万円計上するものでございます。

次に、108ページからの議案第32号平成23年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第2号）につきまして、御説明申し上げます。

このたびの補正は、歳入歳出にそれぞれ3億757万2,000円を増額し、予算総額を17億5,543万円にしようとするものでございます。内容につきましては、土地売却による追加繰上償還及び地方債の利率見直しにより地方債償還元金を3億5,421万1,000円計上し、地方債償還利子を4,663万9,000円減額するとともに、収支差額を土地売却収入で調整しようとするものでございます。

次に、114ページからの議案第33号平成23年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。

このたびに補正は、歳入歳出にそれぞれ1,243万3,000円を増額し、予算総額を22億7,587万9,000円にしようとするものでございます。内容につきましては、過年度の精算分として国庫補助金等の返還金を109万円計上し、歳入として介護給付費国庫負担金、介護給付費県負担金、支払基金交付金等の前年度精算分を合わせて1,243万3,000円計上し、差額の1,134万3,000円を介護給付費準備基金に積み立てるものでございます。

次に、122ページからの議案第34号平成23年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。

このたびの補正は、歳入歳出にそれぞれ174万7,000円を増額し、予算総額を3億6,112万6,000円にしようとするものでございます。内容につきましては、後期高齢者医療広域連合に納付する追加保険料等の負担金を174万7,000円計上し、その財源として同額を前年度繰越金として計上するものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第29号から議案第34号に至る計6件の各会計の補正予算について、提案説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西川健三） これより、一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本6件のうち、議案第29号は総務文教委員会に、議案第30号から議案第34号に至る5件は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第38 議案第35号 平成23年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（西川健三） 日程第38、議案第35号平成23年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

上下水道局長。

〔上下水道局長 本名和夫 登壇〕

○上下水道局長（本名和夫） 議案第35号平成23年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について、提案の概要を御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、収益的収入及び支出につきましては、下水処理場への流入水量が当初の見込みより増加したため、収益的収入予算の営業収益に和木町污水处理負担金61万円を増額し、総額を8億2,335万6,000円とし、収益的支出の営業費用に下水処理場の包括的民間委託業務委託料220万円を増額し、総額を7億8,981万6,000円とするものでございます。

資本的収入及び支出につきましては、東日本大震災の影響等により社会資本整備総合交付金が圧縮されたことにより、建設改良費を9,724万円減額し、資本的支出の総額を6億7,852万5,000円とし、事業費の減に伴いまして財源である企業債から6,900万円、国庫補

助金から2,385万円、和木町処理場建設負担金から430万4,000円をそれぞれ減額し、資本的収入の総額を3億9,658万5,000円とするものでございます。この資本的収入及び支出の補正に伴い、業務の予定量の主要な建設改良費、企業債の限度額を減額し、また社会資本整備総合交付金の圧縮による事業費の減に加えて、事業の進捗が順調に推移していることから、合流改善雨水滞水池設置事業の継続費の総額及び年割額の変更をしようとするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第35号の提案説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西川健三） これより、一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第35号は、生活環境委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により3月3日から3月8日までの6日間、休会いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、3月3日から3月8日までの6日間、休会することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西川健三） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

この際、御通知いたします。本日、午後1時から総務文教委員会を、その終了後、総務文教委員協議会を、3月5日午前10時から生活環境委員会を、その終了後、生活環境委員協議会を、3月6日午前10時から岩国大竹道路対策特別委員会を、その終了後、まちづくり対策特別委員会を、3月7日午前10時から安心安全対策特別委員会を、その終了後、議会改革調査会を、それぞれ第一委員会室で開会する旨、各委員長から通知を受けております。

ただいま、御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了しました。

なお、3月9日は、午前10時に開会いたします。

ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参

+

集をお願いいたします。

今日は、これにて散会いたします。

11時23分 散会

+

+

+

上記、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成24年3月2日

大竹市議会議長 西 川 健 三

大竹市議会議員 乃 美 晴 一

大竹市議会議員 児 玉 朋 也

+